

## 岐阜県の衆議院議員並びに参議院議員のみなさまへ

### 「福島県内の学校利用安全基準、年20ミリシーベルト以下」撤回のお願い

福島県で実施された幼稚園、小中学校の放射線モニタリングで、「放射線管理区域」(0.6  $\mu$  Sv/h 以上)に相当する学校が75%以上存在し、きわめて危険な状況にあります。

4月19日、文部科学省は、幼稚園、小中学校のグラウンドの利用における放射線量の目安として、年20mSv福島県に通知しました。同省は屋外で3.8  $\mu$  Sv/hを浴びることに相当するとしています。これは労働基準法で18歳未満の作業を禁止し、関係者以外の立ち入りを禁じている「放射線管理区域」(0.6  $\mu$  Sv/h以上)の約6倍に相当する線量を子どもに強要するものです。育ち学ぶ場として極めて不適切な環境を強いるもので、私たちは強く抗議しています。

年20mSvは、現在の福島第1原発以外の原発労働者の年間限度です。さらに年20mSvは住民の避難区域の放射線量です。子どもは原発労働者ではありません。5mSvでも原発労働者が労災認定を受けた事例があります。

しかも文部科学省の年20mSvの基準は、大人よりはるかに高い子どもの放射線感への受性を考慮せず、さらに校庭の土埃などに由来する内部被ばくを考慮していません。

この基準に関する助言は文部科学省の依頼後わずか2時間後に「妥当」と回答しました。しかも子どもの健康に関わる重大な問題を委員会を開かず、議事録もなく決定しました。そのため決定過程の再確認ができないと言う驚くべき状況です(4月21日の文部科学省との話し合いで確認)。

米科学アカデミーによる放射線被ばくに関する大規模疫学調査結果報告(別添2005年7月1日付中日新聞記事)によれば「100mSvの被ばくで100人に一人の割合でガンを発症する危険」が判明したと報じています。さらに「10mSvの被ばくになる全身のエックス線CTを受けると千人に一人ががんになると」とまとめられたとしています。20mSvなら千人に二人ががんになる可能性を示しています。

また、マーチン・トンデル氏は疫学調査(別添)でチェルノブイリ原発事故の影響でスウェーデンのセシウム239の累積線量が10mSv以下でも、4倍を超える癌が発症していると、セシウム239の低線量被ばくの危険性を指摘しています。

私たちは、政府に対して、下記を要求しております。

- 1) 子どもに対する「年20ミリシーベルト」という基準を撤回すること。
- 2) 本来の基準「年1ミリシーベルト」を遵守すること。

加えて、岐阜県は1年の大半が福井県若狭地方の風下になります。

活断層の上に建てられているもんじゅや敦賀発電そして美浜原発は、津波対策もおろそかにされています。岐阜県に最も近いもんじゅと岐阜県境は約25kmです。

福島第1原発の原発震災は、他県のことではありません。福島県の子どもたちを守ることは、岐阜県の子どもたちを守ることでもあります。

議員におかれましては、未来の日本を担う子どもたちが健やかに生きていけるよう学童の疎開を視野にいれ、子どもたちがより良い環境で学習できるように関係機関等に働きかけてくださるようお願い申し上げます。

2011年5月2日

放射能のゴミはいらない! 市民ネット・岐阜 代表 兼松秀代